学校法人中村産業学園寄附行為

第１章　総則

（名称）
第１条　この法人は、学校法人中村産業学園と称する。

（事務所）
第２条　この法人は、事務所を福岡市東区松香台二丁目３番１号に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）
第３条　この法人は、教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）並びに私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）に従い、学校教育を行い、この法人が設置する学校の学則に規定する人材を育成することを目的とする。

（設置する学校）
第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。
(1) 九州産業大学

大　学　院
　　経済・ビジネス研究科
　　工学研究科
　　芸術研究科
　　国際文化研究科
　　情報科学研究科
経済学部
　　経済学科
商学部
　　経営・流通学科
地域共創学部
　　観光学科
　　地域づくり学科
理工学部
　　情報科学科
　　機械工学科
　　電気工学科

生命科学部
　　生命科学科
建築都市工学部
　　建築学科
　　住居・インテリア学科
　　都市デザイン工学科
芸術学部
　　芸術表現学科
　　写真・映像メディア学科
　　ビジュアルデザイン学科
　　生活環境デザイン学科
　　ソーシャルデザイン学科
国際文化学部
　　国際文化学科
　　日本文化学科
人間科学部
　　臨床心理学科
　　子ども教育学科
　　スポーツ健康科学科

(2) 九州産業大学造形短期大学部
　　造形芸術学科

２　前項第１号及び第２号に規定する学校の長は、理事会において理事総数の３分の２以上の同意をもって任免する。

（特別の利益供与の禁止）

第５条　この法人は、その事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、会計監査人、職員（この法人の設置する学校の長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）その他の私立学校法施行令で定めるこの法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。

第３章　機関の設置

（役員、評議員及び会計監査人の設置）

第６条　この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事　　14 人以上 17 人以内

(2) 監事　　２人以上４人以内

２　この法人に、評議員を 18 人以上 20 人以内置く。

３　この法人に、会計監査人を１人置く。

（学校法人と理事、監事、評議員及び会計監査人との関係）
第７条　この法人と理事、監事、評議員及び会計監査人との関係は、民法（明治 29 年法律第 89 号）の委任に関する規定に従う。

（理事選任機関）
第８条　この法人の理事選任機関は、評議員会とする。
２　理事選任機関の構成員は、全ての評議員とする。
３　監事は、理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、評議員会の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、評議員会を招集しなければならない。

第４章　理事会及び理事

第１節　理事の選任及び解任等

（理事の選任）
第９条　理事は、次の各号に掲げる者とする。
(1) 学長のうちから評議員会において選任した者　　１人以上２人以内
(2) 前号に掲げるもののほか、評議員会において選任した者　　13 人以上 15 人以内
２　前項第１号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。

（理事の資格及び構成）
第 10 条　理事の選任に当たっては、私立学校法第 31 条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

（理事の任期）
第 11 条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
２　任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。ただし、第９条第１項第１号に規定する理事が任期の満了前に退任したときは、補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。
３　理事は、再任されることができる。

（理事の解任及び退任）
第 12 条　理事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
(3) 理事としてふさわしくない非行があったとき

２　理事は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

（理事に欠員を生じた場合の措置）

第 13 条　理事は、第６条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

２　理事のうち、その定数の５分の１を超えるものが欠けたときは、１月以内に補充しなければならない。

第２節　理事会及び理事の職務等

（理事会の構成）

第 14 条　理事会は、全ての理事で組織する。

（理事会の権限）

第 15 条　理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

（理事の職務）

第 16 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事のうち１人を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。

３　理事（理事長を除く。）のうちから代表業務執行理事を１人置くことができる。

４　代表業務執行理事を選定する必要があるときは、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。

５　理事（理事長を除く。）のうち５人以内を常務理事とし、理事会の決議によって選定する。常務理事を解職するときも、同様とする。

６　常務理事をもって私立学校法第 37 条第４項の業務執行理事とする。

７　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

８　代表業務執行理事は、理事会の定めるところにより、この法人を代表し、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

９　常務理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

10　理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ理事会において定めた順位に従い、代表業務執行理事若しくは常務理事がその業務を行う。

（代表権の制限）

第 17 条　理事長及び代表業務執行理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

（理事の報告義務）

第 18 条　理事長、代表業務執行理事及び常務理事は、３月に１回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第３節　理事会の運営

（招集）

第 19 条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、第 16 条第 10 項の規定に基づく順位に従い、当該理事が理事会を招集する。

３　理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

４　理事長が、前項の請求のあった日から５日以内に、その請求の日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。

５　理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

６　前項の通知は、会議の１週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

７　前２項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（運営）

第 20 条　理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

２　前条第２項及び第４項並びに第 31 条第２項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

（決議）

第 21 条　理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事の数の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) この寄附行為の変更

(2) 事業に関する中期的な計画の作成又は変更

(3) 基本財産の処分

(4) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(5) 残余財産の帰属者の決定

３　前２項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 私立学校法第 109 条第 1 項第 1 号に定める事由による解散
(2) この法人の合併
4　理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

（業務の決定の委任）
第 22 条　法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

（議事録）
第 23 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
2　議事録には、議長及び出席した理事のうちから議長が指名した理事 2 人以上並びに出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。第 48 条第 2 項において同じ。）又は記名押印し、理事会の日から 10 年間、これを事務所に備えて置かなければならない。
3　利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。
4　出席理事から議事録の記載について異議のあった場合は、その申し出に基づいて、次の会議に諮って、議長がこれを確認しなければならない。

（理事小委員会）
第 24 条　理事会の円滑な運営を図り、この法人の業務を迅速に遂行するため理事小委員会を置くことができる。
2　理事小委員会の運営については、別に定める。

第 5 章　監事

第 1 節　選任及び解任等

（監事の選任）
第 25 条　監事は、評議員会の決議によって選任する。
2　前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

（監事の資格）
第 26 条　監事の選任に当たっては、私立学校法第 31 条第 3 項及び第 6 項並びに第 46 条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

（監事の任期）

第 27 条　監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

２　監事は、再任されることができる。

（監事の解任及び退任）

第 28 条　監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(3) 監事としてふさわしくない非行があったとき

２　監事は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

（監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続）

第 29 条　理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

２　監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

３　監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

４　監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

５　理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

（監事に欠員を生じた場合の措置）

第 30 条　監事は、第６条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

２　監事のうち、その定数の２分の１を超えるものが欠けたときは、１月以内に補充しなければならない。

第２節　職務等

（監事の職務）

第 31 条　監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
(2) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後３月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
(3) 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
(4) 評議員会において、評議員から説明を求められた場合は、必要な説明を行うこと。
(5) この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣に報告すること。
(6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
(7) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務。

２　第１項第６号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

（常勤監事の選定及び解職）

第 32 条　監事のうち１人以上を常勤監事とし、監事の過半数の合意をもって選定する。常勤監事を解職するときも、同様とする。

（調査権限等）

第 33 条　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

２　監事は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

３　監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。

４　監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

（理事の行為の差止め）

第 34 条　監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第６章　評議員会及び評議員

第１節　評議員の選任及び解任等

（評議員の選任）

第 35 条　評議員は、次の各号に掲げる者とし、評議員会において選任する。

(1) この法人の職員のうちから選任した者　６人

(2) 学識経験者のうちから選任した者　３人以上４人以内

(3) 九州産業大学同窓会楠風会の会長、副会長及び常務理事のうちから選任した者　３人以上４人以内

(4) 九州産業大学造形短期大学部同窓会薫風会の会長及び副会長のうちから選任した者　１人

(5) 九州産業大学後援会の会長及び副会長のうちから選任した者　２人

(6) 九州産業大学造形短期大学部後援会の会長及び副会長のうちから選任した者　１人

(7) 学校法人九州中村高等学園及び学校法人九州産業工学園の理事長又は校長のうちから各学校法人から１人ずつ推薦された者　２人

２　前項第１号及び第２号に規定する評議員は理事会において推薦するものとし、その数は、評議員全体の数の２分の１を超えないこととする。

３　評議員は、次の各号に該当するときは、評議員の職を失うものとする。

(1) 第１項第１号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたとき。

(2) 第１項第３号から第７号に定める評議員は、その職を退いたとき。

４　前項の規定にかかわらず、第１項に定める評議員の定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

（評議員の資格）

第 36 条　評議員の選任に当たっては、私立学校法第 31 条第３項及び第６項、第 46 条第２項及び第３項並びに第 62 条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

（評議員の任期）

第 37 条　評議員の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

２　評議員は、再任されることができる。

（評議員の解任及び退任）

第 38 条　評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(3) 評議員としてふさわしくない非行があったとき

２　評議員は、次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

第２節　評議員会及び評議員の職務等

（評議員会の構成）

第 39 条　評議員会は、全ての評議員で組織する。

（評議員会の職務等）

第 40 条　評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は理事及び監事の業務執行の状況について、理事及び監事に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は理事及び監事から報告を徴することができる。

２　理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 重要な資産の処分又は譲受け

(2) 多額の借財

(3) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更

(4) 理事、監事及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更

(5) 私立学校法第 23 条第１項第１号から第３号まで及び第５号から第 15 号までに定める事項を除く寄附行為の変更

(6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(7) 寄附金品の新規募集に関する事項

(8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

３　評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

(1) 私立学校法第 23 条第１項第１号から第３号まで及び第５号から第 15 号までに関する寄附行為の変更

(2) 私立学校法第 109 条第１項第１号に定める事由による解散

(3) 合併

第３節　評議員会の運営

（開催）

第 41 条　評議員会は、定時評議員会として毎年度６月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第 42 条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき理事長が招集

する。

2　評議員の総数の 10 分の１以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3　評議員の総数の 10 分の１以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の 30 日前までにしなければならない。

4　評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。以下同じ。）により通知しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨

(4) 私立学校法施行規則で定める事項

5　前項の通知は、会議の１週間前までに発しなければならない。

（評議員による招集）

第 43 条　前条第２項の規定による請求があった日から 30 日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、文部科学大臣の許可を得て、評議員会を招集することができる。

2　前項の評議員は、その全員の協議により、前条第４項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

3　前項の通知は、会議の１週間前までに発しなければならない。

（監事による招集）

第 44 条　第 31 条第２項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第 42 条第４項第１号、第２号及び第４号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

2　前項の通知は、会議の１週間前までに発しなければならない。

（招集手続の省略）

第 45 条　前３条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（運営）

第 46 条　評議員会に議長を置き、評議員会の決議によって定める。

2　前項で定めた議長は、評議員としての任期中は議長を継続するものとする。

3　議長が欠けたとき又は議長に事故あるときは、評議員会開催の都度、評議員会の決議により、代理の議長を定めるものとする。

（決議）

第 47 条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 私立学校法第 92 条第 1 項に規定する決議

３　前２項の規定にかかわらず、私立学校法第 91 条第１項に規定する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

４　評議員会の決議は、出席、書面又は電磁的方法により行うことができる。

（議事録）

第 48 条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

２　議事録には、議長及び出席した評議員のうちから議長が指名した評議員２人以上並びに出席した監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から 10 年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

３　出席評議員から議事録の記載について異議のあった場合は、その申し出に基づいて、次の会議に諮って、議長がこれを確認しなければならない。

（役員の出席等）

第 49 条　理事長、代表業務執行理事、常務理事及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

２　理事長、代表業務執行理事、常務理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第７章　理事会と評議員会の協議

（理事会及び評議員会の協議）

第 50 条　この寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

２　理事長、代表業務執行理事、常務理事及び理事長が指名する理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。

３　評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

第８章　会計監査人

第１節　選任及び解任等

（会計監査人の選任）

第 51 条　会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第 52 条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の議決がされなかったときは、再任されたものとみなす。

（会計監査人の解任）

第 53 条　会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

２　監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときであって、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

（会計監査人の選任及び解任等に関する手続）

第 54 条　評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

２　前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。

３　会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。

４　会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

５　理事長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

第２節　会計監査人の職務等

（会計監査人の職務等）

第 55 条　会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出する。

２　会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該

書面の写しの閲覧の請求

(2) 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

(3) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

(4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であってこの法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3　会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、その子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第９章　予算及び事業計画等

（会計年度）

第 56 条　この法人の会計年度は、４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わるものとする。

（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）

第 57 条　この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

２　この法人の事業に関する中期的な計画は、５年以上 10 年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

（理事、監事、評議員及び会計監査人の報酬）

第 58 条　理事、監事及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

２　会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

（責任の免除）

第 59 条　理事、監事、評議員又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

２　理事、監事、評議員又は会計監査人がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該理事、監事、評議員又は会計監査人は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

３　第１項の規定に基づく責任は、当該理事、監事又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から私立学校法第 92 条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として、第 47 条第２項第２号に規定する決議により免除することができる。

４　第３項の規定にかかわらず、第１項の規定に基づく責任は、理事、監事又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特

に必要と認める場合には、前項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

5　理事は、第３項に規定する責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を評議員会、又は第４項に規定する責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

6　第４項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第 92 条第２項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には 40 日以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。

7　評議員の総数の 10 分の１以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第４項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。

8　第３項又は第４項の決議があった場合において、当該決議後に同項の理事、監事又は会計監査人に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

（責任限定契約）

第 60 条　理事（理事長、代表業務執行理事、常務理事及びこの法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。）、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金 10 万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第 92 条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事、監事又は会計監査人と締結することができる。

（顧問）

第 61 条　この法人に、顧問を置くことができる。

2　顧問は、この法人に特別功労があった者のうちから、理事会において委嘱する。

3　顧問は、この法人の業務について理事長の諮問にこたえる。

第 10 章　資産及び会計

（資産）

第 62 条　この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

（資産の区分）

第 63 条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

2　基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3　運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

４　寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

（基本財産の処分の制限）

第 64 条　基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

（積立金の保管）

第 65 条　基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額貯金として理事長が保管する。

（経費の支弁）

第 66 条　この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

（会計）

第 67 条　この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）

第 68 条　予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

（事業報告及び決算）

第 69 条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第３号から第５号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 計算書類
(4) 計算書類の附属明細書
(5) 財産目録

２　理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号及び第５号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。

３　理事長は、定時評議員会を招集するにあたっては、第１項第１号、第３号、第５号及び監査報告（会計監査報告を含む。）を評議員に対し提供しなければならない。

（財産目録等の備置き及び閲覧等）

第 70 条　この法人は、毎会計年度終了後３月以内に役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第３項及び第 77 条第２号において同じ。）を作成しなければならない。

２　この法人は、前条第１項各号及び前項の書類、監査報告、会計監査報告、理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

３　前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

（資産総額の変更登記）

第 71 条　この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後３月以内に登記しなければならない。

第 11 章　寄附行為の変更等

（寄附行為の変更）

第 72 条　この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議（私立学校法第 23 条第１項第１号から第３号まで及び第５号から第 15 号に定める事項を除く寄附行為の変更にあっては、評議員会への諮問。次項において同じ。）を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

（学則の変更）

第 73 条　この法人の設置する学校の学則を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の３分の２以上の同意がなければならない。

第 12 章　解散及び合併

（解散）

第 74 条　この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

(1) 理事会の決議及び評議員会の決議による決定

(2) この法人の目的たる事業の成功の不能

(3) 合併

(4) 破産手続開始の決定

(5) 文部科学大臣の解散命令

２　前項第１号又は第２号に掲げる事由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

（残余財産の帰属者）

第 75 条　この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

（合併）

第 76 条　この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第 13 章　補則

（情報の公表）

第 77 条　この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネット等の利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき　寄附行為の内容

(2) 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、会計監査報告、財産目録、役員等名簿並びに理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき　これらの書類の内容

（公告の方法）

第 78 条　この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法等により行う。

（施行細則）

第 79 条　この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附　則

この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。

理事長	中	村	治四郎
理事	福	間	欣一
〃	仲	谷	正己
〃	渡	辺	光

理　事　中　村　ハ　ル
監　事　野　田　早　苗
〃　野　見　山　温

附　則

この寄附行為は、昭和三十年十二月九日から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和三十五年一月二十日）から施行する。

附　則

昭和三十八年一月二十一日文部大臣認可のこの寄附行為は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附　則

昭和三十九年一月二十五日文部大臣認可のこの寄附行為は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附　則

昭和四十一年一月二十五日文部大臣認可のこの寄附行為は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附　則

昭和四十三年二月三日文部大臣認可のこの寄附行為は、昭和四十三年四月一日から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和四十三年七月四日）から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和四十四年六月二十一日）から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和四十五年四月十八日）から施行する。

附　則

昭和四十八年三月二十八日文部大臣認可のこの寄附行為は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和四十八年九月十三日）から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和五十年七月二十四日）から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和五十一年十一月十日）から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和五十五年七月三日）から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和五十六年一月十六日）から施行する。

附　則

この寄附行為は、昭和六十三年五月十六日から施行する。

附　則

平成四年十二月二十一日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成五年四月一日から施行する。

附　則

平成五年十二月二十一日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成六年四月一日から施行する。

附　則

平成六年三月十六日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成六年四月一日から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成七年十二月二十二日）から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成九年十二月十九日）から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成十年十二月二十二日）から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成十二年七月二十八日）から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成十三年八月一日）から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成十三年十二月二十日）から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成十五年十一月二十七日）から施行する。

附　則

１　平成１６年３月２６日理事会議決のこの寄附行為は、平成１６年４月１日から施行する。

２　九州産業大学工学部工業化学科及び土木工学科は、改正後の寄附行為第４条第１項第１号の規定にかかわらず、平成１６年３月３１日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附　則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成１７年７月２０日）から施行する。

附　則

１　この寄附行為は、平成１９年４月１日から施行する。

（九州産業大学工学部電気工学科の存続に関する経過措置）

２　九州産業大学工学部電気工学科は、改正後の寄附行為第４条第１項第１号の規定にかかわらず、平成１９年３月３１日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附　則

１　この寄附行為は、平成２０年４月１日から施行する。

（九州産業大学芸術学部写真学科及び国際文化学部地域文化学科の存続に関する経過措置）

２　九州産業大学芸術学部写真学科及び国際文化学部地域文化学科は、改正後の寄附行為第４条第１項第１号の規定にかかわらず、平成２０年３月３１日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附　則

この寄附行為は、平成２０年５月２３日から施行する。

附　則

１　この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成２０年６月１６日）から施行する。

２　改正後の寄附行為第８条及び第２２条の任期は、平成２１年６月１６日から就任する役員及び評議員から適用する。

附　則

この寄附行為は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この寄附行為は、平成２１年５月２２日から施行する。

附　則

この寄附行為は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この寄附行為は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この寄附行為は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この寄附行為は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この寄附行為は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この寄附行為は、平成２７年５月１５日から施行する。

附　則

この寄附行為は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この寄附行為は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

平成２９年３月３１日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成２９年６月１６日から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成２９年８月２９日）から施行する。

附　則

この寄附行為は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

令和２年３月１８日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この寄附行為は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この寄附行為は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この寄附行為は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この寄附行為は、令和４年５月２５日から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和４年９月９日）から施行する。

附　則

この寄附行為は、令和４年１２月１４日から施行する。

附　則

この寄附行為は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この寄附行為は、令和５年１２月２０日から施行する。

附　則

この寄附行為は、令和６年５月２２日から施行する。

附　則

この寄附行為は、令和６年１２月１８日から施行する。

附　則

1　令和６年９月 13 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和７年４月１日から施行する。ただし、会計監査人及び常勤監事に関する規定は、令和７年度の定時評議員会の終結の時から施行する。

2　この寄附行為の施行から令和７年度の定時評議員会の終結の時までは、理事、監事及び評議員の定数、資格及び構成については従前の例による。

3　この寄附行為の施行の際現に在任する理事、監事又は評議員であって、令和７年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了する理事、監事又は評議員の任期については、その終期を令和７年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。

4　この寄附行為の施行の際現に在任する理事、監事又は評議員であって、令和７年度の定時評議員会の終結の時以後に任期が満了する者の任期については、その終期を令和７年度の定時評議員会の終結の時まで短縮する。

5　この寄附行為の施行から令和７年度の定時評議員会までの間は、理事及び評議員の解任は従前の例による。